令 和 7 年 度

内部統制評価報告書

仙　台　市

はじめに

仙台市では、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、仙台市内部統制基本方針（令和2年3月31日）を策定し、令和2年度から内部統制体制の整備と運用を行っています。

この報告書は、同条第4項の規定に基づき、市長の権限に属する事務について、内部統制体制の整備状況と運用状況を評価し、作成したものです。

なお、本市においては、同基本方針に基づき、本市の行政委員会及び公営企業管理者の権限に属する事務についても一体的に推進することとしていることから、それぞれの内部統制体制の整備状況と運用状況についても評価し、作成したものです。

令和8年6月29日　仙台市長　郡　和子

目次

【市長の権限に属する事務】
令和７年度仙台市内部統制評価報告書 1
◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧 2
【行政委員会の権限に属する事務】
令和７年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書 11
◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧 12
令和７年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書 15
令和７年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書 16
令和７年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書 17
令和７年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書 18
令和７年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書 19
◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧 20
令和７年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書 21
令和７年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書 22
令和７年度仙台市監査委員内部統制評価報告書 23
令和７年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書 24
【公営企業管理者の権限に属する事務】
令和７年度仙台市水道局内部統制評価報告書 25
令和７年度仙台市交通局内部統制評価報告書 26
令和７年度仙台市ガス局内部統制評価報告書 27
◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧 28
令和７年度仙台市立病院内部統制評価報告書 29

※市長の権限に属する事務：仙台市事務分掌条例に定める市長が設けた局及び仙台市区役所事務分掌規則に定める区役所、並びに仙台市消防本部及び消防署条例により設置した仙台市消防局、各消防署において行う事務、補助執行により行政委員会が行う事務

※行政委員会の権限に属する事務：地方自治法及び各委員会規程等により定められた行政委員会が行う事務（上記補助執行を除く）

※公営企業管理者の権限に属する事務：地方公営企業法及び各公営企業事務分掌規程により定められた公営企業が行う事務

市長の権限に属する事務

令和７年度仙台市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日策定）に基づき、市長の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

２　評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、市長の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

（１）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（２）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他市長の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

４　重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和8年6月29日　　仙台市長　郡　和子

◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

【事案１】ＮＨＫ放送受信契約漏れ

（総務局総務部行政経営課、財政局理財部庁舎管理課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">全国の自治体において、公用車のカーナビ等のＮＨＫ放送受信料の契約漏れが報じられたことを受け、本市において同様の案件がないか全庁的に調査を行ったところ、ＮＨＫと放送受信契約を結んでいない受信機が複数の部署にあることが判明したもの。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">〇毎年度の調査時に、庁舎管理担当部署から受信契約が必要な受信機について周知を図っていたものの、契約を要する受信機の把握や、新規購入時の受信契約の必要性等についての認識が不十分であったこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">適切な事務処理がなされていないことから、市民の信頼を損ねた。また、過年度分の受信料をまとめて支払うことが必要となった。
〇契約漏れ台数：計 76 台　　〇受信料未払額：約 730 万円
（内訳）
・市長部局 64 台　・市議会事務局 3 台　・教育局 3 台　・水道局 1 台　・市立病院 5 台</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>平成 18 年度～</td><td>覚 知 日</td><td>令和 7 年 5 月 29 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和 7 年 9 月 1 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">〇管理方法の再周知
・全庁に対し、受信契約が必要な放送受信機の例や、新規購入等受信機の設置状況に変更が生じた際の管理の徹底について周知を行った。
〇契約状況確認の徹底
・毎年度のＮＨＫからの調査に合わせ、全庁に対し、受信機リストの更新が適切に行われているか確認を徹底するよう周知を行うこととし、その際には、今回の契約漏れの事例を例示するなど、注意すべきポイントを明確に示すこととした。</td></tr>
</table>

【事案２】行政財産目的外使用許可に係る光熱水費等請求額の誤り

（財政局理財部庁舎管理課、文化観光局文化スポーツ部文化振興課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">本庁舎等の行政財産目的外使用許可を受けた者が負担する光熱水費等については、当該許可年度に、その前年度の電気使用料等を基にして算定すべきところ、当該許可年度の前年度に、前々年度の電気使用料等を基にして算定を行っていたことから、光熱水費等の請求額に誤りが生じたもの。財産管理課による注意喚起の通知をきっかけに、事務の取り扱いについて確認した結果、誤りが判明した。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="4">〇許可処分と光熱水費等の算定は、本来、同時に行う必要がないものであり、当該許可年度になってから光熱水費等を算定し、請求するべきだったが、両課において、許可処分と光熱水費等の算定を同時に行い、併せて通知する必要があると誤認し、行政財産目的外使用許可等処理基準を誤って解釈したまま事務処理を行っていたこと。また、当該事務処理方法に疑義を持たず、長期間にわたって誤った方法が引き継がれていたこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="4">光熱水費等の算定の基とする年度が誤っていたことから、再度正しい算定を行い、差額を請求又は還付する必要がある。
〇対象者：17 法人・団体　　〇影響額：1,477,896 円
（内訳）
・庁舎管理課所管分：16 法人・団体 1,417,970 円（最大で 1 団体 430,122 円の追加徴収）
・文化振興課所管分： 1 法人・団体　　59,926 円</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>庁舎管理課所管分
令和 4 年度～令和 6 年度
文化振興課所管分
令和 3 年度～令和 6 年度</td><td>覚 知 日</td><td colspan="2">令和 7 年 5 月 23 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="4">令和 7 年 8 月 20 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="4">〇事務処理方法の見直し
・本業務の事務処理に使用する様式やファイル等について、適正な事務処理方法となるよう修正した。
〇作業内容確認の徹底
・事務処理等に当たり、疑義がある場合には、制度所管課に確認を行うよう、職員に指示を行った。</td></tr>
</table>

【事案３】転入者に係る国民健康保険料算定時の所得照会漏れ

（健康福祉局保険高齢部保険年金課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">国民健康保険料を算定する際に使用する所得情報について、対象者が転入者のため仙台市で確認できない場合は、マイナンバーを利用した一括照会（週次）により前住所地の市町村から取得した所得情報が自動でシステムに取り込まれる仕組みとなっているが、市民税が賦課される１月１日時点で前住所地に居住していなかったなどの理由で、所得情報が自動で取得できなかった対象者は、週次でリストが出力される。月末に本庁にて１か月分の当該リストをひとつのリストに統合のうえ、各区・総合支所へ文書による所得照会を依頼しているが、令和５年10月から令和６年４月の間において、リスト統合作業に誤りがあったため、転入者の一部について所得照会の漏れが生じたもの。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">○１か月分の対象者リストの統合作業を不定期で行っており、かつ確認が不十分であったため、対象者の把握漏れに気付くことができなかった。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">基準とすべき所得に基づいた保険料の算定や軽減適用がなされず、追加徴収・還付が発生した。
【追加徴収】
○人数：26名　合計1,480,620円（一人当たり最大329,480円、最小2,200円）
【還付】
○人数：19名　合計275,450円（一人当たり最大34,950円、最小3,980円）</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td>令和５年10月～令和６年４月</td><td>覚知日</td><td>令和７年６月２日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和７年８月29日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">○事務処理手順の見直し
・本庁による対象者リストの統合作業のスケジュールを月末に固定するとともに、該当月に出力された週次リストを月別のフォルダに移したあとに作業することとした。
○確認作業の徹底
・統合後のリストを各区・総合支所に展開する前に、別の職員によるダブルチェックを徹底することとした。</td></tr>
</table>

【事案４】医療機関物価高騰対策支援事業補助金の交付要件に該当しない医療機関への誤交付

（健康福祉局保健衛生部医療政策課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">令和５年度、令和６年度の補助金の交付に際し、要綱により「基準日※時点で東北厚生局長から指定を受けている病院、診療所及び同日時点で管轄保健所長から開設許可を受けている助産所」であることを交付の要件としていたが、東北厚生局から指定を受けていない医療機関に対しても補助金を交付していたもの。医療機関から提出された申請書に不備があり精査したところ、交付対象外であることが判明。同様の事案がないか、交付済の全件について確認したところ、交付対象外の医療機関への補助金交付が複数件判明した。【運用上の不備】
※令和６年度事業は「令和６年10月１日」、令和５年度事業は「令和５年４月１日」</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">○東北厚生局長からの指定を受けていることが交付要件となるため、本来、東北厚生局から保険医療機関のリストを取り寄せ、これに基づいて案内文書の発送や交付決定を行うべきであったが、保険医療機関の指定に関する制度について理解が不足しており、東北厚生局長からの指定を受けていない医療機関が含まれる本市に開設届を出している病院・診療所名簿に基づき案内文書の発送や交付決定を行ったこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">交付対象外の医療機関からの補助金返還が発生した。
○金額：12,400,000円（令和５年度：10,700,000円、令和６年度：1,700,000円）
○件数：124件（令和５年度：107件、令和６年度：17件）</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td>令和５年度及び令和６年度</td><td>覚知日</td><td>令和７年４月14日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和７年７月29日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">○適用条件等の確認徹底
・今後、新規事業を開始する際は、関連制度等について関係部署に十分な確認を行うなど、必要な事務フローやチェック体制の整備に努めることとした。
・申請書等の審査を行う際には、適切な資料を用いて確認するよう徹底することとした。</td></tr>
</table>

【事案５】児童扶養手当事務における誤支給

（こども若者局こども家庭部こども支援給付課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">児童扶養手当は、公的年金を受給している方が受給する場合において、公的年金受給額が児童扶養手当の額よりも少ないときはその差額を支給することとなっている。しかし、毎年、年金受給を申告いただいていた方１名に対し、平成 26 年度から誤って手当を全額支給していたもの。令和 7 年度の現況届審査において、年金を受給していることを覚知し、調査の結果、当該年金は調整対象にあたり、手当は支給停止とすべきであったことが判明した。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">〇担当課において、当該受給者の毎年の現況届審査において従前の手順に従って処理を進めており、法令を改めて確認することはなく、不適切な支給を続けていたこと。
〇児童扶養手当における公的年金給付等による支給制限に関する法令等根拠の確認・理解不足があり、これが審査機能（区役所と本庁の二重チェック）の不全を招いたこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">受給者に対し、誤支給分の返還を求めることになった。
〇返還金総額：2,991,660 円（令和 2 年 9 月～令和 7 年 8 月分）
（内訳）
誤支給総額：6,447,430 円（平成 26 年 11 月～令和 7 年 8 月分）
うち時効完成分：3,455,770 円（平成 26 年 11 月～令和 2 年 8 月分）</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>平成 26 年 11 月～令和 7 年 8 月</td><td>覚 知 日</td><td>令和 7 年 11 月 13 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和 8 年 2 月 6 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">〇審査機能の強化
・フローチャートを活用し、年金併給調整の要否及び法令について、複数の職員にて精査することとした。
・公的年金について、併給調整の法令・ルールの周知徹底を改めて図った。
・法令等の解釈にあたっては、事業の正副担当者のみならず他事業を担当する正職員なども含め、先入観にとらわれない視点で確認することとした。また、事業担当者から他の職員に説明することで、事業担当者の制度理解を深めることとした。
・区役所と本庁間の二重チェック及び情報共有を確実に行う体制を構築した。
〇審査体制と責任の明確化
・区役所の受付・審査機能と、本庁の再審査・最終決定機能の役割を明確にし、相互に牽制し合える体制を確立した。</td></tr>
</table>

【事案６】施設型給付費支給業務における減価償却費加算の認定誤り

（こども若者局幼稚園・保育部認定給付課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">保育施設等に関する施設型給付費の支給業務において、平成 31 年 4 月 1 日から新設した認定こども園（A園）の減価償却費加算について、A園からの申請内容に一部誤りがあり、加算の要件※を満たしていないにもかかわらず、要件確認が十分に行われないまま誤って加算を認定した結果、施設型給付費を過大支給してしまったもの。令和 7 年度の認定作業に向けて過去の国庫補助金の交付状況について確認を行う中で、A園の当該加算の適用状況に疑義が生じ発覚した。【運用上の不備】
※減価償却費加算は以下の要件全てに該当する必要がある。本件については下記③を満たしていなかった。
①保育所等の用に供する建物が自己所有であること
②建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
③建物の整備に当たり、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと
④賃借料加算の対象となっていないこと</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">○当該加算の初回申請時に、施設整備補助金を担当する課に対し、国庫補助金の交付状況を確認する手続きが十分に行われていなかったこと。
○当該加算の要件適用の確認について、初回申請時のみ確認を行い、以降は継続して実施していなかったこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">A園に対し、加算の過払い分の返還を求めることとなった。なお、返還方法や事案公表等の検討に当たっては、施設名の特定に伴う保護者への影響等を不安視するA園の運営法人の意向に配慮した。
○期間：令和元年度～令和 6 年度（6 年間分）　○総額：17,368,940 円
（内訳）
令和元年度：1,403,360 円　令和 2 年度：2,525,880 円　令和 3 年度：3,025,870 円
令和 4 年度：3,210,490 円　令和 5 年度：3,380,840 円　令和 6 年度：3,822,500 円
＊運営法人が 6 年間、年間約 300 万円を返還予定であり、保護者への負担等は発生しない。</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和元年度～令和 6 年度</td><td>覚 知 日</td><td>令和 7 年 6 月 10 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和 7 年 8 月 26 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">○加算適用状況の確認徹底
・減価償却費加算の初回の適用申請書を受け付けた場合、必ず施設整備補助金の担当課へ確認を行うことをマニュアル等に記載した。
・初回だけではなく、次年度の加算を審査する２～３月に、毎年度、申請事業者及び担当課へ当該加算の適用状況に変更等がないか、確認を依頼することとした。</td></tr>
</table>

【事案７】特に配慮を要する情報の不適切な提供

（青葉区宮城総合支所税務住民課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">市民Ａに対し誤って市民Ｂに関する特に配慮を要する情報を提供したもの。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">○市民Ｂに関する特に配慮を要する情報の取り扱いにおいて想定される状況について、あらかじめ組織として対応方針を検討していなかったこと。このことから、組織的な判断を経ず、職員が独自の判断で市民Ａに対応したこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">市民Ｂに関する特に配慮を要する情報の漏えい</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和７年</td><td>覚 知 日</td><td>令和７年９月９日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和８年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">○本件事例の共有、注意喚起
・課内にて本件事例の共有、注意喚起を行った。
・本庁の業務主管課より各区・総合支所の担当課に対し、本件事例の共有、注意喚起を行った。
○個別事案における対応方針の策定
・個人に関する特に配慮を要する情報の取り扱いにおいて想定される状況について、事前に担当者・係長・課長で、各職員の特性も踏まえた具体的な対応方針※を検討・共有する。併せて、その旨をリスクチェックシートに追記し、毎年度、組織として確認を行うこととした。
※想定問答のほか、「相手方からの想定外の質問には即答せず、担当者・係長・課長で確認・協議の上で回答する。」等の対応ルールの設定など</td></tr>
</table>

【事案８】高畑定義線（高畑工区）橋梁上部工支承等製作工事における設計積算の誤り

（青葉区宮城総合支所道路課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">高畑定義線（高畑工区）橋梁上部工支承等製作工事の設計積算について、検査路輸送費の過大積算及び間接費の補正誤りがあったことから、積算金額が過大に算定され、その結果契約金額が過大となっていたもの。工事完了後、定例工事監査及び類似工事の確認により判明した。【運用上の不備】
【設計積算誤りの内容】
・検査路輸送費を過大積算した。
・間接費の補正（週休２日補正）に誤りがあった。</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">〇検査路重量の割り戻しを失念したこと。
〇現場施工日（5 日以内）を確認し、週休２日補正を外すことを失念したこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">契約金額が過大となった。
〇金額総額（過大分）：4,236,100 円
【参考】（工事①）訂正前：83,600,000 円、訂正後：82,536,300 円
（工事②）訂正前：151,246,700 円、訂正後：148,074,300 円</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和６年３月 27 日</td><td>覚 知 日</td><td>令和８年２月 13 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和８年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">〇職員の知識向上と確認体制の強化
・今回のミス事例を課内研修で情報共有し、検算の時の留意事項として教育を行った。また、工事設計書チェックシート「①－⑤共通仮設費（率補正）－週休２日補正」に「週休２日補正に該当する工事か」の項目を追加した。</td></tr>
</table>

【事案９】杉ノ崎蒜但木線（３工区）道路防災工事における設計積算の誤り

（泉区建設部道路課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">杉ノ崎蒜但木線（３工区）道路防災工事の設計積算について、植生マット工に係る資材見積単価策定の誤り及び植生工における植生マットのロス率の二重計上があったことから、積算金額が過大に算定され、その結果契約金額が過大となっていたもの。工事完了後、定例工事監査により判明した。【運用上の不備】
【設計積算誤りの内容】
・植生マット工に係る一部資材（アンカーピン、サブアンカー、止め釘）見積単価策定において、仙台市単価に置換えせず積算した。
・植生工において、植生マットのロス率 10%を施工単価と施工面積に二重計上した。</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">〇一部資材の単価が仙台市単価に無いと判断し単価策定したこと。
〇調査設計業務委託成果の数量総括表の面積をそのまま計上してしまったこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">契約金額が過大となった。
〇金額（過大分）：4,061,200 円
【参考】訂正前：77,379,500 円、訂正後：73,318,300 円</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和 6 年 7 月 1 日</td><td>覚 知 日</td><td>令和 7 年 10 月 3 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和 7 年 11 月 28 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">〇作業時確認と情報共有の徹底
・積算上の取扱い誤認について、ミス事例の共有と注意喚起、また、チェックの際には見積単価と仙台市単価及び数量調書と設計図との整合性の確認を徹底するよう課内周知を図った。
・本市における同種工事にて同様のミスが生じないよう、道路担当課長会議にて報告・周知を行った。</td></tr>
</table>

行政委員会の権限に属する事務

令和７年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書

「仙台市教育委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年３月 31 日教育長決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市教育委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、要綱第４条に規定する委員会の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第４条に規定する委員会の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

（１）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（２）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他、要綱第４条に規定する委員会の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

４　重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和８年５月 20 日　　仙台市教育委員会　教育長　天野　元

◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

【事案１】市立小学校におけるアレルギー原因食品を含む給食の誤配

（教育局総務企画部健康教育課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">市立小学校において、乳の食物アレルギーを有する児童に対し、乳を除去した給食（以下「除去食」という。）を提供することとしており、給食室内においては、栄養教諭がおぼんに深皿を設置の上で、給食職員が当該深皿に除去食を配食する運用としていたが、職員の確認不足等により乳を含む給食を提供したもの。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="4">〇栄養教諭が当該児童の除去食に使用する深皿をおぼんに設置する際に、配食方法等を十分に確認せず、本来使用する深皿ではなく汁椀を設置したこと。
〇給食職員が当該児童の除去食を配食する際に、配食方法等を十分に確認しないまま、当該汁椀に除去食を配食したこと。
〇深皿がおぼんに設置されていなかったことから、学級担任が深皿に盛りつけられた乳を含む給食を当該児童に配食したこと。また、喫食前に当該児童に配食された給食内容の確認を怠ったこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="4">当該児童は乳を含む給食を喫食しアレルギー症状を発現した。学校では直ちに救急車を要請し、当該児童は翌日の午前まで入院することとなった。</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和７年９月５日</td><td>覚 知 日</td><td colspan="2">令和７年９月８日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="4">令和７年９月８日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="4">〇配食に係る確認徹底
・給食室において、除去食等を配食する皿等が正しいものか複数人で確認することとした。
・学級担任は、喫食前に献立確認書等に基づく配食内容の確認を徹底することとした。
〇アレルギー対応に関する理解促進
・管理職が中心となり、学校給食における食物アレルギー対応に係る実施手順や確認体制等について改めて校内で共有を図り、研修を実施する等して適切な対応が行われるよう職員等の理解を促すこととした。</td></tr>
</table>

【事案２】市立小学校におけるアレルギー原因食品を含む給食の誤配

（教育局総務企画部健康教育課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">市立小学校において、小麦の食物アレルギーを有する児童に対して、「献立確認書」で除去食品や代替食等について保護者へ確認を行っていたが、小麦が含まれている給食である旨の記載が漏れた状態で確認を行った結果、小麦を含む給食を提供したもの。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">〇栄養職員が当該児童の有する食物アレルギー及び使用する食品の成分を十分に確認せず、「献立確認書」を作成したこと。
〇校長が「献立確認書」の内容を十分に確認しないまま、保護者へ同確認書の確認を依頼し、それに基づきアレルギー対応を決定したこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">当該児童は小麦を含む給食を喫食しアレルギー症状を発現した。学校では直ちに救急車を要請し、当該児童は翌日の午前まで入院することとなった。</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和８年２月 25 日</td><td>覚 知 日</td><td>令和８年２月 25 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和８年３月 13 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">〇作業時の確認徹底
・栄養職員及び校長が食物アレルギー対応について十分な確認を行った上で、献立確認書を正しく作成することとした。
〇アレルギー対応に関する理解促進
・管理職が中心となり、学校給食における食物アレルギー対応に係る実施手順や確認体制等について改めて共有を図り、研修を実施する等して適切な対応が行われるよう教職員等の理解を促すこととした。</td></tr>
</table>

【事案３】市立小学校における個人情報の誤送信

（教育局学校教育推進部教育指導課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">担当教諭が当該学年の保護者に新学年の学級名簿を保護者連絡ツールで送信する際、本来教職員のみで共有されるべき児童の健康情報や一部児童の生活・行動（アレルギー、疾病情報等）などの個人情報も含めて送信したもの。保護者からの連絡により、誤った資料が送信されたことが判明した。【運用上の不備】</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="3">〇保護者に送信するデータと送信してはいけないデータを同一のエクセルファイル内に作成・保存していたこと。
〇保護者へのデータ配信時に、学級名簿のシートのみをＰＤＦに変換することとしていたが、ＰＤＦへの変換を失念し、エクセルデータのまま添付してしまったこと。
〇データ送信前に校長まで記載内容の確認を行ったが、紙の資料で確認を行っており、送信データに別シートが含まれていることに気付かなかったこと。
〇送信作業を当該教諭１人で行っていたこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="3">当該小学校の３年生の保護者に、３学年の児童 68 人分（２学年時まで在籍していた児童１名を含む）の身長等の健康情報や生活・行動（アレルギー、疾病情報等を含む）に関する記録等を送信した。</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和 8 年 3 月 27 日</td><td>覚 知 日</td><td>令和 8 年 3 月 27 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和 8 年 4 月 3 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="3">〇個人情報の取扱いの再周知
・保護者連絡ツールで個人情報等の機密性の高い情報を送ってはならないこと、保護者に送付するファイルは既存のデータと分けて作成すること、送信する際には送信内容について、管理職を含めた複数の職員で確認するなど、改めて周知・徹底を図るよう、教育委員会から全ての市立学校・幼稚園に対し、通知を発出した。また、各学校においても、全職員に事例を共有し、情報管理の一層の徹底を図った。</td></tr>
</table>

令和７年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年３月 19 日仙台市選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和８年５月 14 日　　仙台市選挙管理委員会

令和７年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年５月 11 日仙台市青葉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市青葉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和８年５月８日　　仙台市青葉区選挙管理委員会

令和７年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年５月 14 日仙台市宮城野区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市宮城野区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和８年５月７日　　仙台市宮城野区選挙管理委員会

令和７年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年５月 13 日仙台市若林区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市若林区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和８年５月 13 日　　仙台市若林区選挙管理委員会

令和７年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年５月 13 日仙台市太白区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市太白区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

（１）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（２）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他委員会の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

４　重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページの一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和８年５月８日　　仙台市太白区選挙管理委員会

◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

【事案１】投票所における当日投票受付システム用外付けSSD（副）の紛失

（太白区選挙管理委員会事務局選挙課）

概　要	令和７年７月20日執行第27回参議院議員通常選挙の太白区第３投票所において、当日投票受付システム用の外付けSSD※（副）を紛失したもの。【運用上の不備】 ※外付けSSD（通常使用するものが「正」・予備用が「副」）には、当該投票所の選挙人名簿の情報が記録されている。		
原　因	○投票管理者らに対し、当日投票受付システム等の研修や投票事務要領等における記載を通じ、選挙人名簿の情報が記録されているSSDの取扱いに留意するよう注意喚起していたが、その管理の重要性についての認識が十分ではなく、投票所における適切な管理がなされていなかったこと。 ○投票所閉鎖後に、SSD（正・副）両方を開票所へ送致することについての理解が不足しており、予備用の「副」の取扱いがおろそかになっていたこと。 ○投票事務要領等では「SSD一式」と正・副の区別のない記載となっており、開票所へ送致する物品のチェックリストにも明記されていなかったこと。		
影　響	太白区第３投票所の選挙人名簿登載者のデータの紛失 ○件数：7,531人分 ○個人情報の種類：登載者の氏名、住所、生年月日、性別、住民登録・転出年月日、第27回参議院議員通常選挙の期日前投票の有無等		
発生時期	令和７年７月20日	覚知日	令和７年７月29日
再発防止策確認日	令和７年８月28日		
再発防止策	○事務従事者の意識向上 ・選挙事務に従事する職員に対し、研修等を通じて、選挙事務の正確な理解と適正な執行及び個人情報の適切な管理の必要性について改めて周知徹底した。 ・投開票所間における送致物品の確実な受け渡しの徹底について、市選管事務局より各区選管へ通知を発出し、改めての周知と注意喚起を行った。 ○物品管理体制とセキュリティ対策の見直し ・投票所における管理を確実に行うため、投票事務要領など従事者向けに配布するマニュアルにSSD（正・副）の管理方法について明記するとともに、開票所へ送致する物品のチェックリストにもSSD（正・副）を追記した。 ・SSD（正・副）を収納するケースを一新し外形的な視認性向上を図るとともに、当該ケース送致時の施錠や投票所運営中のワイヤーロックによる固定等をルール化し、厳格な管理を行うこととした。 ・開票所での送致物品受付時のチェックリストについても、SSD（正・副）が揃っているか確認できるよう見直すとともに、人員体制を強化し、受付オペレーションを改めた。 ・本件に係る個人情報の漏洩は確認されていないが、SSD（正・副）について更なるセキュリティ強化の対策を実施し、データの安全性を高めた。		

令和７年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 5 月 7 日仙台市泉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市泉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 5 月 7 日　　仙台市泉区選挙管理委員会

令和７年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書

「仙台市人事委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日仙台市人事委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市人事委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 5 月 20 日　　仙台市人事委員会

令和７年度仙台市監査委員内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 3 年 1 月 13 日代表監査委員決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市監査委員（以下「委員」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 5 月 19 日　　仙台市代表監査委員　加藤　邦治

令和７年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年３月 31 日仙台市農業委員会事務局長決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市農業委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和８年４月 24 日　　仙台市農業委員会

公営企業管理者の権限に属する事務

令和７年度仙台市水道局内部統制評価報告書

「仙台市水道局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日管理者決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市水道局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、管理者の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 5 月 19 日　　仙台市水道事業管理者　梅内　淳

令和７年度仙台市交通局内部統制評価報告書

「仙台市交通局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和２年３月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市交通局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和２年３月 31 日市長策定）に基づき、要綱第４条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和７年度を評価対象期間とし、令和８年３月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第４条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第４条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和８年５月 13 日　　仙台市交通事業管理者　吉野　博明

令和７年度仙台市ガス局内部統制評価報告書

「仙台市ガス局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日ガス事業管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市ガス局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

（１）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（２）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

４　重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページの一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和 8 年 5 月 19 日　　仙台市ガス事業管理者　佐野　直樹

◆令和７年度　内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

【事案１】中圧ガスメーター圧力導入バルブ閉止によるガス料金の誤徴収

（ガス局お客さまサービス部工事サービス課）

<table>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">工場の空調等で使用するボイラ用の中圧ガスメーターの圧力導入バルブについて、工事完了後は本来「開」となっているべきところ、閉じたままであることが判明した。圧力導入バルブが閉じていたことで圧力補正装置※が正しく作動しておらず、令和７年５月から９月検針分について、本来のガス使用量に基づくガス料金請求ができていなかった事案があったもの。他の物件において圧力導入バルブが閉まっている事態が発覚し、同様の事案がないか調査したところ本事案が判明した。【運用上の不備】

※圧力補正装置：中圧ガスメーターの容積を基準状態に換算してガス使用量を表示する装置。</td></tr>
<tr><td>原　因</td><td colspan="4">○バルブ開の操作後、表示札「開」を取り付けることとしていたが、バルブ関連の確認が疎かになっていたこと。
○工事施工時のミス防止策の不足と竣工時での確認書類が不足していたこと。</td></tr>
<tr><td>影　響</td><td colspan="4">令和７年５月から９月検針分の請求額に誤りがあり、未請求分について請求を行う必要が生じた。
○請求金額：10,786,405 円</td></tr>
<tr><td>発 生 時 期</td><td>令和７年４月 26 日</td><td>覚 知 日</td><td colspan="2">令和７年 10 月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">再発防止策確認日</td><td colspan="3">令和８年３月 25 日</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td colspan="4">○作業時、工事完了時の確認徹底と職員の知識向上
・圧力導入バルブの開放、封印と標示札の取付けは複数人で行うこととした。
・圧力補正装置に規定の圧力が表示されていることを確認することとした。
・上記の工事写真を提出させることとした。
・工事チェックリストの修正を行うとともに職員研修を実施した。</td></tr>
</table>

令和７年度仙台市立病院内部統制評価報告書

「仙台市立病院内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日病院事業管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市立病院においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 5 月 18 日　　仙台市病院事業管理者　奥田　光崇